行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上 超由／編集人　山中 章由
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

# 法規監察部の活動と行政書士制度広報月間活動について

法規監察部長　栗田　久徳

今期、法規監察部長を拝命しました大津支部の栗田久徳と申します。

法規監察部では、滋賀県行政書士会会則施行規則第6条第4項に基づいて、4つの業務を担当しております。特に毎年10月は行政書士制度広報月間活動に伴って、4つの業務のうちの1つである非行政書士行為の予防、調査および排除に関する業務で忙しくなります。

行政書士制度広報月間活動とは、日本行政書士会連合会が、制度の普及・浸透並びに行政書士法の適正運用を図るべく、10月1日から31日を広報月間として毎年実施する活動で、滋賀県行政書士会では、広報部とともに法規監察部として会員の皆様に協力をお願いし、無料相談会などを滋賀県各地域で実施しているのが通例です。

今年も昨年同様、新型コロナウイルスの感染拡大のため、まして滋賀県下にも9月には緊急事態宣言がでていたこともあり、感染対策をしっかりと行った上での広報月間活動を行うことになりました。この2年間は、人が集まることが自由にしづらく、市民生活上の困りごとをすくい上げにくい環境が続いていましたので、相談会の開催を待ち望んでいた方も多く、その方々の困りごとに対応することができたのはよいことだと考えております。

さて、本年は「脱はんこ」が本格化した年でもあります。その結果、多くの行政への申請手続き時に、押印が不要になってきております。申請の真正性がどのように担保されうるのか、ということが若干置き去りな感じも致しますが、市民生活上は「便利」になったといえるのではないかと考えております。広報月間活動も行政手続きの円滑な実施と、国民の利便に資することをその目的とするところでありますから、それで十分であるともいえるかもしれませんが、これまでは押印等で確認してきた本人意思をどのように確認するのか、押印が不要になることで代理権の所在も見えにくくなれば、非行政書士活動の抑止に悪影響も出るのではないかなどと考えることもありました。今後も申請の電子化も進む中で、意思を含む本人確認の手段が重要になっていくものと考えております。

滋賀県行政書士会では、申請時の本人（代理権）確認を可能な限り徹底するように官公署に働きかけてきております。会員の皆様は、申請の際には、代理人である行政書士は必ず行政書士証票を（補助者は補助者証を）携行し、提示できるようにお願い致します。官公署とのやりとりを通じて、行政書士が官公署への申請代理人であることが広く一般に見えるようになるため、広報活動としても効果的であると思われます。

今年度の広報月間活動では滋賀県行政書士会では、農業委員会への申請について、不適切な申請がなかったか情報収集を行ってきました。行政書士制度の普及・浸透を図り、非行政書士活動を抑止することができれば、市民と行政の双方に利便性をもたらすことができますし、翻って会員の皆様の業務活動のお役に立つことになると思っておりますので、今後も情報をお持ちでしたら、法規監察部までご連絡のほど、よろしくお願い致します。